

第3回小樽市立学校の規模・配置の在り方検討委員会 会議概略

日 時 : 平成18年9月26日(火) 9:30 ~ 11:40
 場 所 : 小樽市教育委員会庁舎 3階第2会議室
 欠席委員 : 石井委員、高橋委員
 事務局 : 教育部長、教育部次長(学校教育担当)、
 指導室長、教育部次長(社会教育担当)、
 教育部主幹(適正配置担当)、総務管理課長、
 学校教育課長、学校教育課主査

(注)・発言にかかる委員の個人名は表記しておりません。

事務局	<p>おはようございます。本日の会議でございますけども、石井委員と高橋委員が都合により欠席となっております。なお、大上委員は所用によりまして途中で退席をされ、野村委員につきましても時間によりましては退席をされるということでございます。それでは委員長、進行の方よろしく申し上げます。</p>
委員長	<p>おはようございます。第3回目の検討委員会を始めます。 まず、本日の会議録署名人の指名でございますが、今まで同様、名簿順でお願いいたします。川真田委員と熊澤委員にお願いします。</p>
事務局	<p>それではまず、議題(1)でございますが、事務局の方から資料についてご説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>おはようございます。事務局から、資料37についてご説明申し上げます。 お手元に配付の資料をご覧いただきたいと思っております。「37. 指定校変更・区域外就学状況」でございます。これは、前回の委員会の中で過去3年間ということで、平成15年から平成17年度の指定校の変更について記載をしたものでございます。一番右端が平成15年、それから16年、17年度となっております。 指定校変更のうち、地理的な理由で指定校が変更となったのは、その枠の中に記載してございます。1校々々読み上げはしませんけども、合計を申し上げますと、小学校では、平成15年度に指定校変更が134件ありまして、そのうち11件が地理的理由で変更になってございます。16年度は190件のうち33件が地理的理由で変更です。平成17年度におきましては190件で、地理的な理由が26件ということでございます。中学校におきましては、平成15年度85件でございましたけども、そのうち6件が地理的な理由でございます。それから、平成16年度につきましては、146件のうち10件が地理的理由でございます。平成17年度につきましては、158件のうち13件が地理的な理由でございます。これには私立中学校をそれぞれ含んでございますので、中学校の場合、平成15年度から16年度(以降)に指定校変更が多くなってございますけども、それは私立中学校(への就学)が大幅に増えたということの理由でございます。以上でございます。</p>
事務局	<p>引き続き、資料38、39、40、そして41の資料の説明をいたします。 資料38は横になっておりますけども、No.1、2、3と3ページに亘っております、「学校別児童生徒数・学級数推移」の表です。 No.1から、市内の小学校、中学校の昭和24年から、普通学級の児童生徒数、学級数の推移を、年を追って明らかにしたものです。左の欄の学校名で()書きになっている学校は、廃止されて現在はないものです。また、斜線があって、途中から数字が入っている学校は、その時点の新設校ということでご覧いただきますけれども、昭和33年については、塩谷村の合併により編入した学校であります。No.3の表で、縦の太い罫で分けておりますけども、平成19年度以降の推計もあわせて</p>

載せております。なお、この推計部分は、既に配布しております資料23でのものと
同じものでございます。

次に、資料39ですが、これもNo.1からNo.6までの6ページですけれども、「地区別・
学校別児童生徒数推移」のグラフです。

前半3ページが小学校、後半3ページが中学校で、前の資料38から過去20年
間、そこだけを拾いました。それを一つの表にまとめてしまうと、複雑になるため、
市内6地区に分けて、小学校4～5校程度、中学校は3校程度で見やすくグラフに
したものです。右肩下がりとは共通ともいえませんが、その角度といえますか、度
合いや、児童生徒数から見た学校の規模なども見てとれるのではないかと思います。
また、グラフが途中で終わっている、あるいは始まっている場合は、学校の廃
止や新設があったということをご理解いただければと思います。なお、中学校のグ
ラフの中で、()書きの閉校となった3校については、平成13年に生徒数が大き
く減少していますけれども、それぞれ最後の年度は、卒業を控えた3年生だけだった
という要素がございます。

次に資料40でございますが、第1回の委員会で、地勢や地理的なそういった部
分を立体的に表現したような図面というお話がございました。

今回は、若干、起伏のようすを意識して、さらに、小学校と中学校の通学区域を
重ねた「小中学校位置図Ⅱ」ということでお示しいたします。また、図の右下に、お
およそでございますが、参考縮尺も入れましたので、全体のイメージということでご
覧いただきたいと思っております。

続きまして、資料41については、本日机上配付させていただいてございます。

「1学級あたりの児童生徒数の区分に応じた学級数とその割合」という資料で
す。この表は、今年小学校と中学校の全クラスごとの人数が、実際にどういう実
態になっているかを表したものです。実際の学級規模が、どのような分布になっ
ているかということで見ると、小学校では、25人から29人までが一番多く、中学校で
は、30人から34人までの学級が一番多いというようになっております。

以上、今回の資料説明でございます。

どうもありがとうございました。

何か、本日の資料についてご質問等ございませんでしょうか。

図示していただいたのは、無理難題をお願いしてやっていたいただきました。

今、グラフ化された6地区の区分なんですけど、この6地区の分け方は、PTAの
組織とかの分け方に準じているのか。今後、この6地区がひとつの目安になっ
てるのか、そうでないと思うんですけども、6地区の基準を教えてください。

6地区については、先程も申し上げましたように、小学校が20何校あるもの
ですから、それをこういう折れ線グラフ一表にすると、非常に複雑なクロスする形
になりますので、大体、小学校4～5校程度、中学校3校程度が折れ線グラフとして見
やすいのではないかとということで、西から分けていったという形です。

よろしいですか。その他に何かございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、本日の議題に入りますが、「学校規模の在り方に関して意見交換」な
どとして送ってありましたけど、お手元の本日配付資料に「学校規模の在り方に関
する意見交換－議論の進め方についての整理－」(委員長作成)というのがありま
すので、これをご覧いただきたいと思っております。

議論が散漫になってもいけませんので、これから議論を進める場合に、どんな
順序で、どんなふうな項目についてご議論いただくのか、ということをおの方で整
理したものでございます。

前回の委員会では、各委員の皆さんから、特に小規模校のメリット・デメリットを
中心にいたしまして、規模や配置に関する一般的なご意見ご感想、それから教育
現場からの率直な経験談等を、自由に出していただいた訳でございます。

委員長

委員

事務局

委員長

それを踏まえまして、今回からは、一步踏み込んで、小樽市における小中学校の適正規模をどのように考えたらよろしいのか、これを中心にして、できましたら一定の方向を見いだしたいと考えているところでございます。

諮問事項には、学校配置ということもございましたけども、やはり配置の適正を考える際にも、学校規模の問題が重要な判断要素になるのではないかと。諮問を受けました背景には、やはり人口減少に伴う児童生徒の減少ということがあった訳でございます。ですから、やはり規模の問題をまず重点的にご議論いただきたいということでございます。

論点であります。まず、学校規模に関する現行制度がどうなっているのか、これはやはり規模を考える場合の大前提になるのではないかと。法令上あるいは制度上、どのような制約があるのかということ踏まえる必要があるかと考えております。この点につきましては、すでに資料9あるいは(資料)10などで説明はされたところではありますけど、この際あらためて次の4項目につきまして、どのような制度上の制約があるのかということ考えなくてはいけないと思っております。この点につきましては、前もって先日事務局の方にご説明をお願いしてありますので、(1)(学級編制)、(2)(1学級の児童生徒数)、(3)(教職員の定数)、(4)(法令上の「規模」)につきまして分かりやすくご説明をお願いします。

事務局

それでは、私の方から概略的にお話しをいたします。

まずは、「学級編制」です。

学級編制については、学校で授業をするために、児童生徒をいくつかの継続的な学習集団といいますか、そういう学級に組織することを一般的に言っています。法規上では、学級編制という部分で、どういうグループ分けとか集団分けをするかといった場合、まず基本は、同じ学年の児童あるいは生徒で編制するという決まりがあります。これは小学校設置基準、あるいは中学校設置基準というのがあるのですが、それが基本で、なんとなく皆さんはお分かりになると思います。特別な事情がある場合は、数学年の児童を1学級に編制することができる、これは例えば複式編制の学級ということが想定されると思います。学級編制についてということ言えば、その事だけしか法律では謳っていません。

普通学級・特殊学級という区分けでは、学校教育法に、小学校・中学校には、障害を持つ子供さんのために学級を置くことができると、学校教育法の75条なんですけど、そういうようなことがございます。それを一般的に特殊学級というのですが、その特殊学級以外の子供さんが普通学級で編制される、そういうような形になろうかと思えます。

日本の公教育では、集団での教育を基本としておりますので、先程言いました同一学年による学習、それも学級を単位として行う、そういうことから学級編制の基礎単位が学級となっているということでございます。

資料で学校規模に関しての法令上の部分でいいますと、資料11「学校規模についての法令上の定義」ということで、学校教育法施行規則では、「12学級以上18学級以下を標準とする、ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りではない」というふうにふれられて、ここで「標準とする」とあるものですから、いわゆる「標準学級数」という部分では、法令上では「12～18」という明示がされているということです。

今言いました「標準学級数12～18」という部分で、この前の検討委員会の時に小規模校のメリット・デメリットというお話しがございました。そこで、小規模校の定義ということ言えば、私この間もお話しいたしましたけど、一般的に標準学級を下回る、要するに12学級未満、「11学級以下の学校が小規模校」というのが一般的な言われ方をされています。逆に18を超える、「19学級以上について大規模校」というふうに一般的に言われています。これは、小学校も中学校も同じ学級数

という例示はされておりますので、小樽でいえば中学校で大規模校というのはございません。

次に、「1学級の児童生徒数」です。

先程言いました、特殊学級・普通学級の区分けの前提で、普通学級ということでお話しをしますと、40人を上限とするということです。

これは、資料9「学級編制及び教職員配置の基準について」という資料の中で、いわゆる教職員定数の標準に関する法律～標準法～の中でもふれられております。これは、年度当初に40人で区分をして、今の制度上は、年度途中で人数が大幅に増えても、学級を増やすことが現実的にはできません。何故かという、その分の教員の手だてが無いものですから、運用は別としましても、一般的に学級担任なりが確保できないというようなことがありますので、年度途中で人数が大幅に増えても学級を1つ増やすということは、可能性としては非常に難しい、あるいは途中で学級解体をするということになりますから、そういう部分もあると思います。逆に減っても、当初40人の刻みでスタートして、途中で転出していく、学校から転校していくというような場合があっても、年度当初の学級数は維持をするという形になっております。これは、ひとつの基準からいえば、年度途中で何回もクラス替えをするということは、現実的には無理があるということだと思います。そういう考え方です。

ただ、40人を上限とする訳ですけど、現在、都道府県単位で学級の弾力的編制が可能となっており、北海道におきましては、平成16年度から一定の条件のもとで、一部の学年で35人を上限とした学級が編制されることが出来ます。これは資料10「北海道における少人数学級」ということです。35人を上限とするということになりますけども、ただ、1クラスで35人では、北海道の場合はダメなんです、北海道の弾力的な運用については。あくまでも、一般的に2クラス以上、71人以上いなければ、この制度が適用されないということになってます。これの眼目については、小学校の低学年、あるいは中学校進学に伴う環境の変化に対応した考え方で、いわゆる少人数学級を編制するということであります。

これが、16年度の最初のスタートの時は、小学校1年生の学年だけを対象にして北海道はスタートしました。次の年の17年度には、小学校2年生までその制度が拡大しました。そして、今年18年度については、小学校の1年生2年生と中学1年生ということで、今3学年がこの制度の対象となっております。しかしながら、資料10の下の方にもありますように、これの適用を受けるのは、残念ながら小樽の場合ですとそれほど多くないという実情はあります。

次に、「教職員の定数」に関してです。

先程来申してますように、学級を基礎単位とするという学習形態からは、学級数に依拠した配置になっております。これにつきましては、また戻りますけども、資料9の下の方になっております、「教職員定数配置基準」ということです。小学校、中学校と横長の表を作ってますけども、それぞれ校長も含む配置数ということです。

具体的にいいますと、例えば小学校では、～あり得ないですけど～、1学級の場合ですと配置数は2となっております。その中には校長も含むということになりますので、校長先生ともう一人の教諭という形になろうかと思えます。この小学校、中学校の表の見方のひとつの例でいきますと、例えば小学校の6学級、6というところを見ていただきたいのですが、これは100人以下・101人以上とあります。これは、児童数が100人以下ですと、その学校には校長を含めて先生が8人配置されるということです。これが101人になりますと、プラス1人ということで9人ということになります。8人はどういうことが考えられるかといいますと、校長先生これは必ずいる、それと学級担任が6学級ですから6人いる、もう一人は一般的には教頭先生ということになろうかと思えます。それが、100人をこえる6学級ですと、プラス1人フ

リーの先生が配置をされると、そういうようなイメージでお考えください。それと、小学校の13学級になりますと、配置人数17人となります。そのひとつ少ない12学級では15人でしたので、さっきの話ですと、校長先生、教頭先生、担任の先生12人、プラスフリーの先生が1人ということになりますけども、13学級になると、余裕が1人またさらに増えると、13(学級数)プラス4になってますから、校長・教頭以外にフリーの先生が複数いるという、そういうような形で学校運営ができるということになります。今度はまたさらに大きくなりまして23学級になりますと、プラス5人で28人ということになりますから、ここでまた少しプラスαが増えるという段階になってます。

中学校を見ていきますと、中学校の3学級と4学級は同じ9人。それと7学級では学級数プラス6人、それから8学級になっていきますと学級数プラス7人ということで、これもまったく正比例ではなくて、段階段階でフリーの先生が増えていくという形になります。中学校の場合はフリーの先生とは言わないですが、そういうような形です。それで学級数での変動が多いということが見て取れると思います。それで、まったくの試算なんですけども、中学校の場合、教科ということで考えれば、主要5教科で複数の先生を、例えば2人ずつ配置するということになりますと、5×2ですから10人、それからあと4教科のうち1人ずつということになれば計14人、それに校長先生と教頭先生を合わせると16人と、逆算すればそういうような形になります。ただ、体育なんかで男女別ということまで考えていきますと、さらにもう1人いるということも想定される。そうすると17人。そうすると9学級の基準では16人で、また、10学級になると18人とか、そういういろんな表の見方があるのではないかなと思います。

次に、「法令上の「規模」ということでは、先程申しましたように、学級数をあくまでも基礎とする、基礎単位は学級であるというような考え方が貫かれているということです。以上です。

委員長

規模を考える場合に、大体、法令上あるいは制度上の制定は、以上のようになるということでございます。

今の教員の配置ですけども、単置校・併置校というのは、これはどんな？

小学校・中学校にありますけども。(資料9教職員定数配置基準の表より)

事務局

私の方から説明させていただきます。併置というのは、実は併設いうことで、小学校と中学校がひとつの敷地の中に置かれた学校ということでございます。身近なところでは、過去には、積丹町におきまして、例えば野塚に小学校と中学校が併設されてたとか、余別にも同様のものがということでございます。単置というのは、小学校のみということでご理解いただければと思います。

委員長

中学校の場合にも、小学校と併置していると、こういう意味ですか？

事務局

そうです。

委員長

以上のような、いわば上限といえますか、このようなことも踏まえて考えなくてはいけないということでございます。

ですから、法令上、規模を考える場合には、やはり学級数を基礎としている。ざっぱな理解では、そのようになるのではないかと。

しかもその場合、標準規模といえますか、小学校でいえば12学級から18学級。その辺りを一応標準として使われているということにもなりますし。それから、(資料)11の国庫負担に関する規定では、やはり適正な規模にするために統合する場合には、国が2分の1の国庫負担をいたしましょうと、そういう定めがあるようですが、その場合の適正な規模というのは、施行令第4条を見ますと、やはりここにも12学級から18学級まで、これが一応適正な規模と考えられてる。

このような法令の仕組みを見ますと、やはり、この辺を標準規模と法令は理解していると、こういうことになる訳です。

今ご説明いただいた、法令上また制度上の仕組みは大体このようになっているということに関しまして、何かご質問やご感想をお出しただければと思いますが、そのようなことでよろしいでしょうか。

委員

分からないので教えてほしいのですが、(資料)10番の「北海道における少人数学級」という部分で、中学校でできるだけ3クラスにしている学校がありますね、北山中学、末広中学、松ヶ枝中学。良くこの辺が分からないのは、例えば、1クラスで40人のところを、何とか2クラスにしようという考えは分かるんですけども、2クラスでいいものを何故3クラスにするのか、この辺ちょっと知識がないもので教えてほしいと思います。

事務局

例えば、小樽の例でいきますと、北山中学校は73人で3学級編制、今年の1年生はこういうことができるということです。これが、40人編制ですと、73を2で割る訳ですから2学級です。そうすると、1学級あたりの人数が、36人と37人ということで、それを3クラスにすることになりますと、1学級あたりの人数が24人のクラスと25人のクラスが1つで、24・24・25ということで1学級あたりの人数が減ります。

先程の説明の中でもちょっとふれましたけども、少人数学級の1つの眼目としては、環境が大きく変わるという部分で、中学校の場合ですと小学校から中学校へ上がる時に、やはりいろんな要素で学校に馴染めない子供さんが出てくる可能性もある、実態としてもあるかもしれません。そのところを、少人数学級を進めることによって、そういう子供さんを、～これは生活面だけじゃなくて、学習面もあると思います～、見ていくことができるということが1つの眼目になっていると思います。

それともうひとつ、これは道教委でやるものですから、教員の負担といえますか、そういう部分は道教委の方になるので、市の方の独自施策でやることではないものですから、そういう道の制度などを活用して、小樽市では中学校では3つの学校ですけども、そういう制度を導入しているということです。

委員長

これは第1学年だけですね、中学校は、第1学年だけが特別な配慮をしてる訳です。小学校もやはり1学年2学年、これは入りたてですから、できるだけ少人数でやろうと。中学校も環境が変わりますので、できるだけ少人数でやろうと。上限は40人ですけども、特別に35人学級の編制でOKだと、こうしてる訳ですね。

ですから、(資料10の)上の表を見ますと、北海道の少人数学級、71人から105人までの間は、3学級にしてよろしいと、このようにしてる訳ですね。中学校でいうと1学年だけですけど。

委員

間違いなく少人数ということでは大変メリットがあるんですけど、学校現場サイドからいいますと、学級数は増えるけども教員は増えなかったかと。

委員長

そうですね。学級規模が増えると基本的には・・・。

事務局

学級数が増えますので、その分、先生も(プラスになります)。

委員

1プラスでしたか？

事務局

はい、プラスになります。

委員長

そういうメリットはあるんじゃないでしょうか、少人数を適用して学級数を増やせば。資料9でしたか、先程説明いただいたように、学級規模に応じて教員の配置数が決まるということ。

委員

増えたんでしたか？失礼しました。

委員長

ですからあえて、2学級にしないで3(学級)でやるというメリットも考えられる訳ですね。そのようなことなんでしょうか。

委員

ただ、いま(小学校は)1年生2年生がそれに該当するという、道の場合ですね、それが3年生に行くときには切られてしまうという、そこの変化が子供達には非常に負担になっているということも現実にはあるということですね。

委員長

ありますでしょうね。1・2年の時は3学級だったけれども。中学校でいえば、2学年3学年になるに従って、これは学級数が減るということになる訳です。これは、教

事務局
委員長
委員

員もまた減らさなければいけないのですか。

そういうことになります。

そういう問題もありますね。

中学校の加配については、確かに担任の先生が1人増えるんですけども、現場の問題点として、中学校の場合は、学級担任と副担任という先生がおりまして、本来的でしたら、学級が増えればそれをサポートする副担任も、現場の感覚からすれば欲しいところなんですけど、その先生の定数はつかないといった苦しみがあるのも現実です。

委員長が言われたように、現行法令があるので、現行法令の枠組みの中で規模や配置の在り方というのは検討していかなければならないと考えています。

ただ、現場の感覚で言うと、早急に、40の定数を上限とするのではなくて、もう少し上限を下方修正、35人なり30人といったところにやってもらいたいという考え方が多く出ているのは事実です。

それで、委員長がまとめていただいたレジメのなかの2(3)には、「1学級当たりの児童生徒数をどう考えるか」ということが記載されているんですけども、これは前回も私言いましたように、ここだけの論議で決着がつく話しではないなどと思っているんですが、小樽市教委としてというか事務方として、そこまで腹づもりを持っているのか、いわゆる期待感を持ってこの論議に進めていった方がいいのか。ただ、定数になりますと、道の財政というか、国庫からも道からも人件費がこないで、市の持ち出しが当然多くなるんですけども、今後、規模・配置の在り方を論議していくなかで、箱物をどうするのかといった、耐震構造、老朽化の問題もお金がからみましますし、人の配置も金がからむんですけども、そこまでこの委員会として期待を持ちながら進めていくということ、この場で確認していいのか。それともやはり、現行の枠組みがあるんだぞということの縛りを前提として論議していくのか。それによって大分違っていくと思うんです。

委員長

それは、次の2のところ、「それじゃあ、どんなふうにかえたらいいのか」、ということをご議論いただくためにと思ひまして、ここではさしあたり、制度的にはどのような仕組みになっているのか、ということについてのご理解を深めていただくということで、今の委員のご発言の趣旨は、次のところあたりであらためて。

あと何か、こういう制約といいますか、上限といいますか、あるいは規模を考える場合の基準とか。過小規模校というのがある？これは5学級以下ですか？

事務局

5学級以下です。言い方の中で、過ぎる～過去の過～と書いて、「過」小規模校、あるいは、大規模校をさらに超すということで、「過」大規模校という表現があります。

これは、施設面で、学校を新設なり改築なりするときに、昔の文部省の施設担当課の資料で触れられた表現なんですけども、小規模校11学級以下であっても、5学級以下については、小規模校の中でもさらに小さいということで、「過」小規模校という表現を、文部省の資料の中では触れております。小学校ですと、過小規模校、いわゆる5学級以下となりますと、複式編制が余儀なくされているということがございます。あるいは中学校では複式編制にはならないんですけど、3学年ありますから、いずれかの学年が単学級という、そういう規模の学校を過小規模というように言っています。

委員長

小学校の規定は中学校にも準用される、こういう趣旨ですかね。

中学校でいえば、6～12までが標準規模ということになりますか？

事務局

あくまでも、国の法令でいう標準規模校は、小学校と同じ12～18ということになります。

委員長

そうですか、中学校の場合も。

事務局

はい。ですから、学年あたり4学級～6学級ということですよ。

委員長
委員

そうですか。

今、学級規模のお話しがございましたけども、例えばこれを見ると忍路中央小学校が、1年生1学級5人とか、2年生1学級5人、3年生1学級・・・、そういう実態はありますけど、逆に学級の適正というか、人数的なそういう法令とか考え方みたいなものは、市なり文科省の方で、法令じゃなくても一般的な指導みたいのは出てるのでしょうか。

事務局

その部分では、具体的なものはございません。あくまでも学級編制上でいいますと、40人を上限とする、あるいは道教委では、一定の条件下では35人を上限とするということなものですから、その中で、極めて少ない人数が、果たしてそれが良いのか悪いのかという評価については、国の段階では、ありません。ただ、一般的には、やはり良い面と悪い面～この前の資料じゃないですけど～、学校規模を考える、あるいは学校規模の中でもクラス単位での規模といえますか、そういう部分で考えていけば、極めて少ない人数というのは、いろんな面で子供さんに影響があるのではないかなという思いはあります。

委員

法令(1学級上限40人の制約があること)のことをちょっと置いておいてよろしいですか？ 先程、委員がおっしゃってた法令上のこと(1学級上限40人の制約があること)に関わってくるので、ここで議論して良いかどうかちょっと分からないんですけど、親として見た感じなんですけど、中学校はちょっと分からないので、小学校のことについてお話しさせていただきます。

まず、40人というのは非常に多いですね。教室に入りきらないという問題があってビチビチです。うちの子供が入学式の時が37(人)で、現在35なんですけども、机を二人ずつ並べていくんですが、工夫しないと入らないので、2人3人2人3人、3人2人3人2人と、こういう並びです。そして机の横に物を掛けるスペースが無いんです。ですから、机の中に教材をしまったら、後ろのフックにすべて掛けるんですが、これもまたランドセルの幅がありますので、全員並べて掛けられないので、掛ける子と下に置く子、こういう状況です。それで参観日の日ですと親が入れません。後ろに1列並んだらいっぱいなので、みんな教室のドアのところから覗き込むという状態です。

40人というのは非常に多くて、35人を超えると多いなという感じがします。他のクラスを覗くと、25～6人くらいのところが非常にゆったりしてるなという感じがします。40人は多いと思います。これは希望なんですけど、30人を超えた時点で、2クラスというのが望ましいかなと。そうしますと、30人を(ギリギリで)超えると、15・16というクラスで、ちょっと少ないような感じにはなりますけど、確か、アメリカのクリントン大統領の時でしたか、17人が一番教育効果が上がるということで、小学校は17人が定数というのが調べてできたはずなんですけども、それに近いということがひとつ。あと、クラスが2つになれば、先生が一学年で2人ということになりますね。そうすると何らかの相談もできますし、体育なんかは週1回位は一緒にやろうとか、そういうこともできますし。先生が1人というのも、良い場合もあって、すごく考えてくれて、いろいろ独自のやり方をしてくださる先生もいるんですけど、中には極端な先生もたまにいらして、宿題の出し方がものすごく変わってるとか。そういうことも、学年に2人先生がいらっしゃれば、相談しながら進めていけるというメリットもあるんじゃないかと思います。

委員長

今の点も、2(3)「1学級あたりの児童生徒数をどう考えるか」というところで、あらためてご議論いただきたいと思います。確かに40人という上限設定はございませうけれども、それをどうこの委員会として評価すべきなのか、そこら辺りであらためてお願いします。

1に関しては大体よろしいでしょうか。これもたぶん、こんなようなことを、一応、答申の中には盛らなくてはいけないのではないかと、こういう配慮から入れさせて

いただいたということでございます。

それでは次ですが、いろんな制約ないしは法令上のいろんな基準があるんだと。それから、さらにまた学級編制が規模を考える場合の基本的な仕組みだと。このようなご理解をいただいたうえで、じゃあ小樽市において学校規模を考える際の視点であります。どのような方向で考えたらよろしいのか、こういう議論に移ります。

まず、「標準学級数」、～先程いろいろ説明していただきましたけども～、これを一応基礎に考える必要があるのかどうか。この点でございます。これも適正規模を考える際の目安であります。これは前回にもいろいろご議論と申しますか、いろいろご意見も出されたところでございますが、今のところ、標準学級数は、先程説明ありましたように、小学校でいえば12学級から18学級、こういうことでございます。大体これを標準として法令の仕組みも出来上がってる。適正な規模もそんなふうを考えていて、適正な規模であれば、2分の1の国庫負担を統合の際に国で負担しましょうと、このようなことになってる訳でございます。

小樽市においても、やはり、こういったような「標準学級数」、これをまず目安にし、考えていく、という姿勢でよろしいのかどうか、こういうことをいろいろまたご議論というか、ご意見を伺いたい。ただ、これはあくまでも標準学級数でございますから、必ずしもそれ以下を否定する趣旨ではないように思われますけど。この委員会としての基本的な姿勢として、標準学級数の一応のきちんとした考え方を出す。このような態度ということですよ。この点について、その辺でよろしいのかどうか。

委員

先程、委員長が、規模を重点にやっていきたいとおっしゃられたのは理解いたしました。ただ、前回の会議でも言ったんですけども、規模を先に決めていくと、必然的に線引きも決まるというか、配置の在り方もほぼコンクリートされていくので、そこは並行論議だということはお互い念頭に置きながら、規模を先に論議をするということで進めていっていただきたいと考えています。

それで、前回、私何点かお話ししたんですけど、翌日の新聞報道を読ませていただきましたが、例えば、「小学校の校長先生はこういう言い方をした」「中学校の校長先生はこういう言い方してた」「保護者の方々も大体そういう線に従って意見を述べられてた」「しかし、一方で、現場をあずかる北教組の書記長はこういう言い方をした」といった、対立構造ではないと思うんですけど、そういう報道のなされかたというか、書かれ方をされてしまいました。

ただ、私というか、私達はそういう考え方は持っておりませんで、あくまでも先程言いましたように、もし理想型が求められるのであれば、学級のサイズを見直すと言うことも、俎上(=ソジョウ:まな板の上)に載せていただきたいと思っておりますし、一部というか、学校の先生方の中には、～これは一部というふうに言いますけど～、やはり子供が在籍する限り、複式の学校を残すべきだという意見もありますし、同じように、1学年1学級の学校が非常に多くなっておりますけど、そういう学校というのは、学校全体で何かを取り組む時には非常に見通しがいいという利点を言っている意見もありますし、今言ったような、1学級や複式学級にも当然利点はたくさんあるんだという意見も一部にありました。

ただ、大多数の考え方としては、ある程度の学級規模は必要なんだろうなというところで、校長先生が言われてた意見と、そこら辺は、現場の先生方の意見も一致してるというふうに、まずお伝えしていきたいと思っております。

委員長

ご発言の前半ですけれど、この点については前回にも言いましたけど、この規模でコンクリートに考えるつもりはございません。やはり、配置の適正を考える場合に、いろんな要素を考えなくてはいけない。そのひとつの要素として、やはり規模はどうなんだ、それから地理的な問題はどうかと、これはいずれまた、(4)ですけれども、あらためていろんな諸要素を併せて考えなくてはいけないというのは、

当然のことをございまして、私どもは最初からそのつもりでいる訳でございます。

それから、あくまでも法令上の標準規模というのが想定されておりますけども、それを下回る学級規模を、必ずしもこれは否定するものではございませんで、小樽の特殊事情をいろいろ考え併せながら、それ以下についても、やはりいろんなことを考えますと、そういったものもやむを得ないと言いますか、場合によっては必要だということもあろうかと思えます。それは(4)あたりでご議論いただきたいと思えます。考え方の視点としては、このような方向でよろしいかと思えます。

それから、ひとつ問題になりますのは、「小中学校で同じ基準で良いのか」ということをございまして、先程、事務局の方から説明していただきました時にも、そういった点なんですけども。中学校の場合にはちょっと特殊な問題がないか。例えば、高校入試の教科数との関係で、ある程度の教員配置というのは必要ではないのかと。なんとなく、そのような感想をもつ訳なんですけども。その辺をどう考えたらよろしいのか。高校入試は今5教科ですか？5教科ですね。そうすると、それに見合った教員数というのは、やはりなるべく配置するような、そういう必要というのは、ある程度考えた方がよろしいのではないのかとか、そういう感じがあったものですから、ひとつ項目としてあげさせていただいたところです。

この点はどうなんでしょうか、中学校の先生にお聞きするのが一番よろしいですかね。何かございましたらお願いいたします。

委員

前回もお話したとおりで、やはり、ただ学級数だけで教員の数が決められてくると、～これは定数法がありますから、その配置がある訳なんですけども～、学級数が少なくなってくると、当然、教員配置の数も決まりますから、免許所有者がいない教科も当然出てくるという事情はあります。

委員長
委員

高校入試なんかには、やはりいろいろ支障が出るんでしょうか。
ただその点は、複数免許を持っている先生の配置ということで、例えば1人で2つの教科を担当する、できるだけ専門教科を生かすということで考えてやってきております。

委員長

5教科ですと、先程の事務局の説明がありましたように、5教科で複数の先生が必要だということになれば、10人くらいはいるのかと。こんなようなことを考えなくてよろしいのかなという気がするんです。大体、複数の免許を持っている先生で全ての受験科目を網羅できているのか。

委員
委員長

学級数が少なくなると、それは不可能です。
不可能ですね。そうすると、受験体制にいろんな形で支障がでないかとか、端から見ますとなんとなくそのようなことが懸念されるんです。その辺は、なんとなくやっているということなんでしょうか。

委員
委員

なんとなくではなくて、学校としては最善の努力をしているところです。
うちの子は、いま実際中学3年生なんですけど、中1、中2の時は、体育と社会の免許を持っている先生に、やはり社会を教えていただいたんです。そして、いま中3になって社会専門の先生に替わったら、「えっ、これは習ってないの？、これは習ってないの？」というようなことが、やはり出てきているので、デメリットは出てきてるとは思うんです。

実際問題、中学校は適正配置を5年くらい前に実施しましたね。地理的な状況から考えて、もっと通学距離を広げて学級数を増やすというのも、なかなか難しい問題もあるのかとも考えるんですけど、確かに委員長が言われたように、高校受験を控えて考えると、確かに各専門の教科の先生はいた方がいいと思えます。

委員長

理想型で言えば、やはり5教科に対応できる教員配置というのは最低限必要だと。しかし、現実の問題を考えるとなかなか難しいから、できるだけそれに近づけるような学級編制というか基準というか、それが望ましいということになりますかね。

委員

私も、受験生の親だった頃もあったので、現実の問題、受験をどうクリアしていく

のかということ、親として非常に関心度の高い問題だと思います。ただ、気をつけていただきたいのは、受験科目は確かに5教科です。言葉の使い方の中に「主要5教科」という言葉もあります。ただ、じゃあ、ほかの残った4教科は不要なのか、～ではないと思います。例えば、知・徳・体のバランスのとれた教育だとか、情操教育だとかという訳ですから、保健体育科だとか、技術職業科、家庭科、それから音楽、美術科というのも、私は学校教育の中に必要な教科だと思っています。

それで、ほかの委員さんも言われましたけど、学校のスタッフの中で、その教科を担当する先生が人事上配置されないとすると、先程言ったように、免許を持たない先生が、道教委の方に許可申請を行って、免許外教科の担当者というような位置づけで教科を持たざるを得ないと。人事をやるのは北海道教育委員会ですから、そこら辺のバランスをとったような人事配置をしてもらうということは、北海道教育委員会が責任をもってやってもらいたいということになってまいります。

入試ということを前提に考えていくなれば、非常に責任の重たい部分でありますから、いわゆる先程の主要5教科というところのイメージは出てくると思うんですけども、学校というのはそれだけで成り立っていないということも、この場所では理解していただきたいなと思います。

委員長 そのとおりだと思いますけど、小学校と比較した場合に、中学校の特殊性としてそういうことがあるのではないかということです。

委員 中学校の場合、標準学級数がないと教える先生の問題が出てくるということで、そうなりますと、法令を基準にすると、無理くり統廃合して人数増やしてクラスを確保するという方法しかないと思うんです。それをすると、小樽では通学の問題でかなりきついの、そうなるかどうかという、クラスの定数を下げてクラスを増やす、そういうやり方しかないと思うんです。それを、小樽市でどこまで頑張れるのかというのを伺わないと、やはり、なかなか話しというのは進んでいかないのではないかなと思うんですけど。

委員長 結局、1学級あたりの児童生徒数をどう考えるかと、こういうことに繋がってくる訳です。

小中学校で同一の基準で良いか、小学校と比べた場合やはり受験ということが中学校についてはありますので、その点についての配慮をすれば、やはり5教科に対応できる先生の定数を確保できる学級編制ということになりますけど、それが理想論としてはそうだと。それだけの問題じゃなくて、いろんな形で免許外教科担当者ですか、これを含めて対応している中学校の事情もございますので、理想はそれとして、それに近づけるようなというような表現になりますかね。理想を言えばそういうことだと、そういうことになろうかと思いますが。

それでは、その次の「1学級あたりの児童生徒数をどう考えるか」、これは大変難しい問題でして、先程の、上限は40人と、これは国の法令で決まっていると、こういうことでございます。ただ、都道府県、自治体の実情に応じて、ある程度緩和されてきてると、こういう説明でございました。

北海道におきましては、小学校でいえば1学年2学年これは35人以下、それから中学校では第1学年については35人以下、こんなようなことで大体きているのだと。こういうことでしたけども、その上限それ自体はどうなんだと、こういうご意見が先程から出ている訳でございます。

これをどう考えたらよろしいのか、法令では40人が上限だと決まってる訳でして、それ以上ということはありませんけど、上限をもっと下げろとか、下げるべきだと、こういうことになるのか。それ以下の人数でも、これは上限ですから構わない訳でして、小樽の実情にあわせて、それ以下の人数で設定、それはそれなりに考えていってもよろしい、こういうことになる訳です。

先程の委員のご発言はどういう趣旨だったか、またあらためてご意見を伺いた

いと思いますが。

委員

今日配られた資料が、41番の「1学級あたりの児童生徒数(の区分に応じた学級数とその割合)」ということで、結果的に小学校は25～29(人)の学級が小樽の場合3割を占めてますと。結果的に中学校の場合は30～34(人)の学級が半数を超えてますと。小中ともに25～34(人)といったサイズの学級が、5割なりを結果的に超えてますと。これは結果であって、たまたま今の線引きでいうとこういう結果だから、子供達・保護者の願いで違う学校に行く方々によって、それらの統計上の数字はこうなってますよということなんだけども。実際は、現場でやっていくと、こういうサイズの学級は、何回も繰り返になりますけども理想です。ただ、これを目指して線引きするとすると、逆に言うと毎年のように線引きが変わってくる。子供達の人數でこの学級を当てはめていこうというふうに小樽市教育委員会として判断をされて、財政措置もしますよということになったとしても、必ずしもこのまま推移しない時代もくると。非常に難しいと思います。

委員長

25人から34人が一番多い訳ですが、この点は、委員のお考えでは一応？

委員

理想だと。

委員長

理想だと、そういうことですね。そうですか。このままの形で推移するのであれば問題ないと。将来的にはどうなるか分からないけどと、こういうご意見ですか。

委員

今、理想の話ですんで、この程度だったらいいなという現場の声を少しお伝えしたいと思うんですけども。

理科室などは机が大きいんですが、6つしかないんです。理科室、家庭科室なんかはですね。6つ大きな机があります。そこに何人くらいだったらいいかなという、子供達同士がいろいろ論議していく、考え方を練っていく場合には、あまり大きな人数であれば非常にやりづらい。実験するにもそうなんです。じゃあ、どのくらいがいいかという、4、5人、多くて6人までかなというふうに思うんです。

担任の目から見て、毎時間、子供達の考えていることをしっかり受けとめていけるということから考えると、やっぱり30未満がいいなという声をよく聞きますね。数字のきりのいいところで言うと、24あたりがぴったりいいんだよなという声も場合によっては聞きます。

ただ、音楽などで合唱やったり、器楽やったりするとその程度ではちょっと音が、あんまり厚みが出てこないなという声もありますんで、そういったときには学年一緒にといったこともできます。そういったことで、体育の時間なんかでチーム競技をやっていく上では、あまり少なくともなかなか効果ないしということでも、ここ(資料41)に出ているような、33学級、67学級、14%、30%あたりがいいな、理想的だなということはありますね。

委員長

たまたま小樽の現状としては、かなりの部分が、一応、先程言われているような形なのが、理想的な児童生徒数だと、こういうことになりますか。40人、一部の学年では35人以下ですけど、大体そんなような規模で1学級あたりの児童生徒数を構成されていることが望ましいと、このようなことになりますか。1学級25人おりますと、最低でも25人、倍になったら50人になりまして、これは2学級で学級数が増える訳ですから。小樽の場合どうでしょうか。大規模な統廃合でもすれば別ですけども、あまり、減ることはあっても、増えることは考えられないんじゃないかと思えますね。

委員

本当に理想的な運用ができればという話しですけども、線引きを40に決めてもいいんです。35に決めてもいいんです。30に決めてもいいんです。ただそれが、4月段階でカツカツの時に、例えば3年生から4年生に上がる時に、41いた友達が39になってしまったと。そうすると、2学級だったところ、残念ながら学級を一つにまとめなければならないということが出てくるんで、そこら辺も、波線というか、運用上の波線があれば、学級のサイズを決めるときに非常にやりやすくなると思います。

ます。ただ、何にせよ、先立つもの、それが一番ネックになるのも事実ですから、本当に現場の感覚で言うと、どっかの線引きを決めなければならないんだけど、それが本当に4月1日でどうなるのか。ちょうど皆さんの人事異動の時期、3月末から4月にかけて起こりますから、ほんとにハラハラドキドキというのが現場の感覚です。

委員

学級定数、今40ですが、35人以下にしたところで、あまり意味をなさないと思うんですよね。もう大体1学年1学級、ほとんど35以下というか、30いるところがどうなのかというところなんで。それを35にしたところで、あまり効果がないんだとしたら、もうちょっと下げて。ただあんまり25以下くらいにしたときには、定数は、かなり無理ですよ。そうすると、30から30ちょっとくらいにしていけないと、またどんどん減っていくので、今ここである程度下げておかないと難しいかなと思います。

委員

さっき、あちらの委員さんもおっしゃっていた、アメリカでクリントンさんが17人規模が、小学生、同じような子供達の教育効果が高い、適正な学級規模だというのも私読みましたけれども。もちろん昔から、戦後ですね、子供が多かったのがどんどん減ってきて、多少変わってきたけれど、実態として、そういう実情からして今という、25から34～5人くらいまでが、非常にやりやすくなったというお話がありましたけれども。

17人というクリントンさんがおっしゃったのは、大統領の個人的な考え方じゃなくて、アメリカの教育者なり、どういう教育を与えていくという観点があって17人という数字がひとつ出てきていると思うんです。私もその辺不勉強なんですけど、たぶん、教育の学科習得というような形で子供達に与えることじゃなくて、やはり、教育効果が見えてくる、小学生クラスの子供達に、どういった形で知識とかそういった好奇心を含めて学ぶ楽しさみたいなことを伝えていくという観点あたりから、たぶん17人というのが出てきているんです。だから、それイコール小樽の、日本の教育、明治以降の学科習得という義務教育の中での、人数が適正かどうかというのはちょっと判断しかねますけども、やっぱりその基本的な、小樽なら小樽の押さえが必要ではないかなという感じがしました。

それと、こだわるんですけど、この間もちょっとお話したんですけども、小規模校に関する各都市のデメリット・メリットで、どうしても私、現場の方々のいわゆる意見の声に網羅されてると見るんですけども。先ほどおっしゃったように、当然11(学級)に減ったら一応みんな小規模校という括りになるんでしょうけれども、だからみんなイコールこのデメリット・メリットで括るんじゃなくて、やはりなんかこの各都市のまとめ方は「小規模校」だけになってるんですけども、そこだけ議論された中には、イメージとしてどのくらいの規模みたいのはあるんじゃないかなと。そこら辺というのはどうなんでしょうね。この間もちょっと聞いたんですけども、もちろん複式学級が悪いという訳じゃないんですけども。

全般的に出ている小規模校のメリット・デメリットがですね、どうも11(学級)になったら、全部このメリット・デメリットに収斂されていくとは決して思わない。これをちょっともう少し検証がなければ、なかなかこのあと議論していく時に難しいんじゃないか。実態として本当に6学級の小学校が7割8割ぐらいの程度で現実に推移しますし、逆に言うと1学年1学級という学校がほとんどで、6割7分、7割くらいありますね、小樽の実態としては。だったら、イコールこんなことを参考にしながら決めていくのかと。基本的なところをもう少し詰めるというよりも、共通認識していかなければ、なかなか議論が進まないのではないかなという気がいたしました。

委員長

小規模校、大規模校のメリット・デメリットという場合に、それなりにメリットあると思うんです。あるいは、それぞれデメリットもあると思うんです。

こういう教育というのは、特にこういう義務教育で、どの程度の規模がよろしいのかということになれば、単純に少人数であればいいというものでもない。ただ、少

人数で、いいところも確かにある。非常に緊密な人間関係が形成されて、いろいろ書いているようなこともありますけれども。だからと言って、それじゃあ教育というのは、小規模であればある程度いいのか、というところでもないし。

じゃあ、かといって、みなさんにいろんな競争意識を植え付けたり、あるいは幅広い人間関係を形成するために大規模であればいいのかというと、大規模にもそれはメリットがあるでしょうけれども、しかし、大きければいいというもんでもない。これは適正規模というものがあるのではないのかと。これは先ほどから議論されていることですね。ある程度の人数は必要だと。

それじゃ、ある程度の人数は大体どの程度なんだということになれば、法令はだいたい学校規模でいえば、12学級から18と考えられている。人数でいえば、せいぜい上限は40人、場合によっては低学年は35人、こんなふうに考えているんだと。こういうことを先ほどから押さえつつ議論している訳です。

どの程度の規模がいいんだと。これはあくまでも法令上は上限でありますんで、それ以下についてはいろんな事情を考えながら、下回るということもそれはそれでやむを得ないことでありまして。小樽の現実はこちらにありますように、大体25人から34人の範囲内で一番多い、大体半分以上、6割近い、こういうことになる訳です。

先ほどからご意見を伺っていますと、やはり実感としては、この辺りが適当なところではないのかと。教育を進めていく上にも適当なところではないのかと。こんなようなご意見が多かったように思われていますんで。法令上の上限はそうなってますけれども、小樽の場合は、この辺のところでこれからも考えていくよう努力するか、あるいは望ましいとか、こんなような表現・括りになろうかなと思ってますけども。さらにまた何かご意見ありましたら。

委員

委員長のとめめでいいと思うんです。本当に、これは理想論ですけども、1サイズのクラスの子供達の子供達の人数が20人台で収まっているような状態。しかもケースとしては、合同で体育をやったり、器楽合奏を2クラス以上合同でやったりするという場面も想定していきますと、1サイズは今言ったようなことですけども、しかも学校の中の学級数としては、1学年複数あるほうが学校のやり方としては非常に進めやすい。

ただ、保護者の選択肢の中に、指定校の変更ということも今も可能ですから、例えば小規模校で学ばせたいとか、複式校で学ばせたいんだという考え方の保護者も当然出てきます。倶知安の樺山小学校(西小学校樺山分校)のように、毎年のようにそういう希望者が出てくるという学校も、現実に後志管内にありますから。そういう学校の位置付けをどうするのかといった考え方も同時に表していかなければならないのかなと思いました。

委員長

親があえて、例えば過小規模校がいいんだというふうに考えて、何らかの理由で指定校の変更を申請する、これは構わないですよ、理由があれば。ただやりたいから、というのであればだめでしょうけども、地理的理由であるとか、いろんな理由で、先ほど資料にあがってましたけど、それだったら構わないんだと思いますが。しかし、その場合どうなんでしょう、やはり基準として、あるいは目安として、過小規模校、複式学級、これはメリットあるんでしょうけども、やはりわが国の教育制度としては同一学年による学級編制ということも考えている訳です。

事務局

事務局の方から、今の、複式校、過小規模校に親が行きたいからといいますか、そういうことで学ばせたいということですけども。現在、小樽市の中ではそういう制度はございませんので、例えばそちらのほうの学校に行きたいと言っても、教育委員会としては、それをすぐ指定校変更を認めるということにはなってございませんので、ご了承願います。

委員長

それは正当な理由、それなりの指定校変更の理由がなくちゃいけない。それがあればいいんでしょう。身体的な理由、健康的な理由ですか。地理的な理由とか。

事務局

例えば地理的理由だとか、親の勤務先に下校するだとか、そういった条件でございすけれども、たまたまそういった複式校というのは周辺部にございすので、たとえば街からそちらに行くということが、現実的な私どもが持っていますそういった理由にあてはまるかどうか、それは十分判断しなければなりませんけれども。

ただ、そういった所で学ばせたいという形の、今、委員がおっしゃったようなそういった制度は、今現在持ち合わせていませんので、そういった意味でご理解いただきたいと思います。

委員長

それはそのとおり、おっしゃるとおりです。それは親が住居を変更すればいいわけでしょう、近くに。どうしてもというのであれば。それは否定するものでも何でもありません。それがいかんということはないと思います。

先ほど来出ております、例えば複式学級、これについての評価が一部にないわけじゃない。こういう先ほどのご意見がございすけれども。それじゃあ、これはどう位置付けたらよろしいのか。そういう人もいるかもしれませんけれども、しかし、だからあえて残すとか、複式学級が必要とか、こういうことになるのか。そうとも思わないけれども、私は。

委員

私も実は複式にいた経験があります。その経験の中では、今、委員長がおっしゃった、住所を変更してそこの学校に入りたいという希望を持って来ていた親御さんもいらっしやいます。その中で、本当に地域に密着した教育、自然に恵まれた教育ということでやってきた経過もございすし、その中でも子供達も非常によく育てていたということもございす。

確かにデメリットもありますから、それを何とかクリアしながらやっていかなければならないということは現実にはあるんですけれども、そういったことも親御さんや子供達が選択できるというような学校は、やはり残しておかなければならないのかなというふうに思うんですけれども。どなたか先におっしゃってました、複式だから全部ダメだという訳じゃないんであって、そここのところの良さを生かしながらということでは、大変いい教育はできるなというふうには思っているんです。

委員

保護者の考え方の中には、ずっと自分の子供の時代も含めて複式だったという地域に住んでいた方々と、この急激な少子化傾向にあって、うちの子を小学校に入れる場合はひょっとしたら複式になっているかもしれないという地域の方々と、受けとめ方というのはきっと違うんだと思うんです。

歴史的にきた忍路方面、祝津、豊倉そして張碓と、そこら辺は、ここで仮にどうい結論にこれから持っていくかというのがありますけれども、地域の方々の受けとめ方というのは、今言った歴史的な背景があるので、ここで複式はこうあるべきだと決めたとしても、個々具体の課題になっていくと、いろんな反応がでてくるなという気がしております。

それと、忍路中学校もこのままいくと、複式学級の小樽市内での初めての中学校にならざるを得ない。それは遠い将来の話ではない。ということで、そうなってくると、やはり主要かどうかは別にいたしまして、各教科の先生方が配置できなくなる。そういったことで、忍路地区の学校に今勤めている先生方は、非常な危機感と言ったら変だけれども、そういう状態になることを想定して、今回の規模・配置の在り方については論議をしていただきたいという声が出ております。

委員長

複式学級だから全部統廃合し解消せよと、こういうのも少し乱暴な気が確かにしますけども。いろんな条件で複式学級やむを得ないというものもある。それがダメだと言うんなら、小学生がバス通学するとか、遠距離で他の小学校に行かなくちゃいけない、こういう問題が生ずる訳で、それでよろしいのかと。こういう問題にもなる。ですから、複式学級、必ずしも制度上、それは原則ではないと。原則ではないけれども、しかしそういう存在のことを全く無視してよいか。それはその点はそうだと。このような整理になりますか、今までのご意見を伺っていますと。

複式学級だとか、あるいは過小規模校というだけの理由で、それを撤廃するか統廃合するか解消するか、そういう方向で単純に考える訳にもいかない問題だと、こういうことになりますか。一応そんなふうな整理させていただきまして。

これも先ほど来、いろいろご意見出ておりますけれども、学校規模、大体、標準的にはこんなところである、こんなような方向で考えなくちゃいけない、こういういろいろなご意見を伺ったところですが、「小樽で学校規模を考える場合に特殊事情というのがあるのか」、「どんなことを念頭において考えなければいけないのか」。

特殊、こういう小樽的な事情というのはどんなことがあるのか、このようなことで1回議論しておく必要があると思うんです。これは規模の問題と同時に、適正配置を考える際に大きな判断材料になると考えているところです。

例えば小樽は、地形として非常に海岸に沿った長い地形だとかですね、このようなことが学校配置あるいは規模を考える場合に考えなければいけないのではないかと。それから、山坂が多いでしたか。その点で、特に小学生あたりの通学区域、ある学校の配置のあたりを考える部分とかですね、小樽にはどのような事情があるんだろうか、ということをつくつか挙げていただくと、規模あるいは配置を考える際に大いに参考になると考えております。

委員

今、委員長が言われたとおりだと思います。

それともう一つ、今回、堺小学校を廃校にして稲穂と花園にという話しになりましたけれども、一番神経使ったのは、通学距離というよりも、国道を越えていかなければならない子供達がいるということで、朝も花園や稲穂の先生方、それから教育委員会の職員も立たれて、春先なんか指導されてましたけれども、交通量とか、単純に山坂と違うんです。交通量がどういう流れなのか。昨日も痛ましい事故がありましたので、そういうことも親にとっては非常に気にかかる部分なのかなと考えます。

委員長

国道を挟んで通学しなくちゃいけない。こういう場合の配慮ということもあるんじゃないかということです。大体、小樽固有の事情というのは、そんなことを考えればよろしいでしょうかね。

委員からの立体的な学校配置の様子分かる資料を出してということで、今日示されたこの図(資料40)で、何となく高い低いは分かるようになっておりますが、高低差といいますか、小樽は山坂が非常に多いというのが地形上の特色なんです。これで小中学校の配置を考える場合、あるいは学校の規模を考える場合に、どんなふうにここからヒントが得られるんでしょうか。何かありましたら。

委員

これは黒いところが高くなっているということなんですね。

委員長

高いんでしょうね。そういう意味なんですね？

事務局

そうです。

委員長

黒いところが高くなっている、あるいは急傾斜になっている、そういうことになりましかね。

委員

たとえば、⑫と⑬の間には山があるんですね、大きな。距離にしたら500mもないんですけど、おそらく山がある。⑮、⑰もおそらく山がある、高いという。

委員長

そういう意味なんでしょうね、これは。

委員

通学路の問題なんですけども、国道を越えるということに関しては、うちは毎日国道を越えています。ですから、国道があるからどこ行けないとか、山があるからとか。別に山があっても道がある訳ですから、足を鍛えればいいんじゃないかと思うんですけどね。ですからそんなにあんまりと。

委員長

考えることもないと。

委員

ええ、そう思います。それよりも通学路の整備ですね。量徳の時にかなり問題になったんですけども、歩道がない細い裏道をずっと抜けて行かなければいけない、橋の欄干もちょっとずれたら危ないからという。そういうあたりの整備をしていけ

ば、あまり。別に、国道だったら信号を渡ればいいし、歩道橋をかけてもらうとか。大人になって国道のところに行けないとか、山手のところに行けないということも困りますんで。それはちょっとどうなのかなという疑問はあります。

委員長

そうですか。私は、直感的にそんなことは考えなければいけないんでないかなと思ったんですけど、必ずしもそうではないという意見で。それよりは通学路の整備じゃないかということですね。どんなもんでしょうね。

委員

確かに、山坂は鍛えればいいと思うんですけど、よそからきた私としては山坂は結構きつと思うんですよね。でも子供は慣れると思うんですけど、それ以上に人ごみの少ないところを歩くというのは、子供にとって結構危険な感じがするんです。その辺はちょっと考えたらいいかなと感じてます。

委員

中学生は自転車通学できるんですか、遠いところは。

委員

山坂があるから基本的にできないですね。

委員長

やろうにもできないと。

委員

上がっていったら逆に自転車がひっくり返るとか。上がれるけど勢いついてひっくり返ってしまうとか。だから実際にはできない。

委員

小樽は学校でダメなんですね。認めてない。

委員

実際問題、こっちの方に住んでる子は自転車に乗れない子もいます。自転車があっても必要ないから実際に乗れない子もいます。

委員

確かに委員言われたように、親にしたら中学に行くんだから、～うちの子供は東山中学がなくなったんで、菁園中学校に通学学校が変わったんですけども～、小学校に比べると非常に重たいカバンを持って行ったし、あのあたり最近是不審者が出たりして心配なことがあったんだけど、中学生だもの当たり前だろうというか、それくらい歩かなかつたらどうするの、体力つけていく世代だからねという思いはありました。

ただ、学校の職員として、子供が家を出て、学校を帰して家に着くまでの間、～世の中に出て行けば本当に危険ばかりで、それを回避していけないようだったら、前回も私言ったけれど、自立していけるような人間になれないんだけど～、やはり学校の職員としては、無事学校に来れたかなとか、寄り道ということもあるけれども、間違いなく通常の時間で家に帰ったかなというのは非常に気になる場所です。

そういうことで、できるだけ交通事故というものも危険から回避させてあげたいし、それから不審者からも当然狙われるような環境であれば、そこら辺は大人としてクリアさせてあげたいなという思いを持って、いろんな親の考え方があるようです。それと大事なお子さんを預かる学校の職員としては、本当に家を出て帰るまで元気に出て行った子供を帰さなければならぬということも常々考えているので、そういうことから考えると、先ほど言ったような交通量だとか、それから不審者が茂みに隠れるような場所がないのかだとか、やっぱり山坂ということになってくると、中学生はいいけれども、小学校の1年生は重たいランドセルだとかナップサック背負ってどうなのかなというような思いを、学校の職員として見ているものですから、そこら辺は配慮すべき事項だなと私は考えます。

委員長

山坂といいましても程度問題ですね。誰でも歩けるような坂もありますし、大人でも越えるのも難しいという山もありますし。程度問題です。しかし、そういった多少小樽的な地形上の配慮、あるいは交通量というか、交通安全というようなことについても十分な配慮が必要だと。それは規模を考える、あるいは適正配置を考える際に配慮しなくてはならない。あるいは通学路の整備、安全性の確保ということにも配慮する。こんなようなことになりますかね。

委員

道路のことで別途。出ていなかった視点なので。雪の心配があるんですよ。特に手宮方面なんかすごいですけれども。本当に雪が多くて、朝きちんと除雪、

排雪やっただけであればいいんだけどもなかなか難しい。そんな中では、歩道のことを含めて完備ということと一緒に考えていただかなければ、非常に子供の安全確保ということで難しいなというところを、強くお願いしておきたいということです。

委員長

通学路の整備に関して雪に対する対策についても、安全性確保の面から十分配慮してほしいということです。

これは配置ということになりますと、また改めてご議論いただきたいと思っておりますけれども、大体以上のようなことで、小樽については特殊性があるのではないかとすることにさせていただきたいと思っております。

次に考えたいのは、じゃあ「学校規模の現状と問題点」。どんなふうな問題点があるのか。この点を把握しておく必要があると思っております。そこで、事務局の方に説明をお願いいたしましたのは、現在小樽では、小規模校、標準規模校、大規模校、あるいは複式学級、これはどんな現状にあるんだということ、これも今まで何度か説明されましたし、資料についても見ていったものでございますけれども、あらためてここで一応整理していきたいということでございます。事務局の方から説明していただけますか、資料に基づきまして。

事務局

それでは、小樽市における学校規模の現状について、資料に触れながらお話しさせていただきます。

前回資料の17をご覧くださいんですけども、横の棒グラフになっているものです。「学級数規模別学校数の推移」というものです。ページ数は15ページになります。昭和24年から、学校でのクラス数、この場合は3つの区分に分けているんですけども、3つの区分に分けてどういう推移になってきているかというところなんです。下の方、平成17年、18年、このあたりを見ていただきたいんですけども、例えば左側の小学校では、薄い網掛けの部分が5学級以下ということで、平成18年度では4つの学校がございます。これが、いわゆる過小規模校という表現の仕方もある学校です。小学校では複式編制になっている学校ということです。それから、真ん中が6から11学級ということで、過小規模校を除く小規模校、1学年1学級あるいは2学級の学年もあるという学校です。これが18年度の場合ですと15校ということです。12学級以上、学年で複数学級があるのが8校ということです。小学校27校ありますので、そのうち15校が6から11学級で、複式編制の学校を含めると、19校が小規模校ということになります。これは現状ですので、それが将来推計では、また少しバランスが変わってくるということになります。中学校は右の方ですけども、中学校では、5学級以下の過小規模校が2校。それから、6から8が6校。9以上、1学年あたり3学級編制が可能な学校、それが6校。そういうことで、3学級編制の学校が3分の1以上あるんですけども、これが将来推計においては、バランスが変わってくるというようなものになります。

小学校の現状ということでいきますと、11学級以下の小規模校の学校数で7割、70.3%、児童の数では42%くらい、クラスでは48%くらいと、そういう比率にはなりません。あと、全体で、1学級平均ということでいきますと、小学校の場合では27.6人。それが、先程の資料41の区分の中を、全体で見た場合の平均値になっているということです。中学校の場合は、いわゆる標準学級という言い方でいきますと、すべてが11学級以下の小規模校になってしまう形になります。全体の1クラス平均でいきますと31.7人になります。

全体で俯瞰してみますと、小学校の現状というのは、あくまで平均ですけども、全校で230人程度の児童数で、8学級をやや超える、1学級平均27.6人という規模です。それから中学校では、同じように、全校では230人程度、7学級をやや超える、1学級あたりの平均が31.7人という学校の様子が見えてきます。大体、小樽の学校の様子はこういうような状況です。

委員長

それと、これは事務局の方をお願いしていたんですが、「1学級あたりの児童生徒数の区分に応じた市内小中学校の学級数の割合」、これは先ほど来、すでにいろいろ引用されているので、これが資料41です。これは、大体どの程度の規模の学校が、どの割合であるのかということを示す表でございます。資料41にあるとおりでございます。先程から引用されている訳で、参考にさせていただきたいと思えます。規模から言えば、小樽は、1学級あたりの人数でいえば、大体いい線いっているのではないかと、こういうことでございました。

そこで問題点と言いますか、学校規模の現状を踏まえて、小樽にはいったいどんな問題点があるんだと。そういうことで整理したいんですが。一つ言えることは、やはり人口減少、これは当分そのまま今のようなことで続くのではないのか。将来予測、平成24年でしたか、それ位まで出していただいておりますけれども、大体、小規模校、あるいは過小規模校については、徐々に増えるということが大ざっぱに言えるのではないかと。それから、12学級以上ということになりますと、どうも将来的には減りつつある。そんなようなことが、大ざっぱに浮かび上がるということが言えますね。。その他にどんな問題点か、つまり規模を考えるという時にどんな点を我々としては、問題点として押さえておかななくちゃいけないのか、という点でのここでいろいろまた、ご意見なりご感想をお伺いしたいというところでございます。いかがでしょうか。

委員

まず、小学校ですけれども、忍路ですとか豊倉小学校がなくなるとなると、かなり厳しいですね。となると、小規模校であっても残すべき場所と、都心部の、ある程度大規模に統合できるところと、分けて考える必要があるのではないかと思います。

中学校に関しましては、やはり学級数の問題で、12歳、13歳くらいになってくれば、バス通学とかできるのであれば、あまり小さいところは存続というよりも、もうちょっと近くの、ある程度規模のあるところに行った方がいいのかなと。

小学校は、やはり地域で、ある程度近くに歩いて通えるところに残す必要があるのではないかと思います。ですから、都心部のところはある程度統合してもいいのかなと思います。

委員長

小学校で、今、小規模あるいは過小規模校だけれども、残すべきだと。どう言っているのでしょうかね。

委員

忍路。祝津はちょっと分かんないんですけど、通えないですよ、高島まで。

委員長

ここがなくなってしまうと、通学不能になる。こういうことですか。

委員

銭函地区も、小学校は、ここから移すということにもならないですよ。

委員長

離れているから。

委員

無理ですよ、きっと。地域の人でないと分からないんですけど。

委員長

規模で考えますと、小規模校あるいは過小規模校だからと言って、単純に統廃合の対象にすべきではない。やはり、その場合にも通学の可能、あるいは不可能、通学状況ということも十分考慮に入れながら、やはりどうしても残さざるを得ないというものも配慮すべきだと、こういうご意見です。中学校になれば、少し大人にもなるし、成長するし、ある程度。高校になればなおさらだしということですね。

ここでの検討委員会は、具体的にどの学校を残すとか、この学校を統合すべきだとか、そういうことを考えるところまでは要求されておらずで、考え方といいますか、方針というか、それに関する検討を諮問されていると理解しているものから。どんなふうな基準で考えたらよろしいのか。ある程度抽象的にならざるを得ないところはありますけれど。

委員

どのところで発言したらいいのか分からなくて、全体的なことになってしまって申し訳ないんですけど。

2(1)の「標準学級数を基礎に考える必要があるかどうか」というところで見たと

ころ、小樽の小中学校はもう8割9割が標準に達していないので、ほぼ8割が小規模校と言ってもいいと思うんです。なので、そこを基礎に考える必要はないんじゃないかなと私自身思ったんですけども、そこが(必要)あるかないか、あまり明確になっていなかったのので、私を感じたことをお伝えしようと思いました。

複式学級についてですけれども、今現在、郊外のほうで複式学級が何校かあるんですけども、地理的な問題とか、先ほども出ていたんですけども、歴史的なことがやはりその地区にあると思うんです。なので、言われたとおり、堺小学校あたりは、少し2年3年くらい前に、ある学年で、4年生と5年生が複式学級になってしまって、親も危機感をもって大きな学校に送り出してあげたいと親が思って、きっと前回の計画に賛成したんじゃないかなと思うんです。親は、例えば通学区を、バス代出しますから遠いところに通ってくださいと言っても、保護者としては、もし私がある複式学級になる学校の子供を持つ親だとしたら、大きな変化は望まないと思うんです。なので、もしうちの学校がすごく人数が少なくなって、複式学級になるかとも思ったとしても、実際に複式学級になるのとならないのじゃ、親の気持ちというのはまた違うと思うんですね。実際に複式学級になって、うちの学校の生徒の誰かが、今までの環境と変わってその学年だけ複式学級だと、やはり親としてはかわいそうに思うと言ったら変なんですけども、不公平感じゃないんですけど、皆と同じにしてあげたいという気持ちが芽生えるんじゃないかなと思うんです。

なので、今、複式学級がある地域はそのままにして、今後、複式学級に該当するような学校が出たときに、その学校を近隣の学校に組み入れるような基準と言うんでしょうか。近隣、例えば何キロ以内に通える小学校があって、今後新しく複式学級になるくらい人数が減ってきた学校については、適正配置の検討対象にしましょうとか、そういう、これから複式とか人数が少なくなっていくのは目に見えていて、複式学級の中でもさらに全校生徒が15人という小学校もあったので、何かそういう基準を設けておいて、こんなようなときには保護者も一緒に考えていきたいと思います。というような、そういうものを作っておいたらどうかと思いました。

委員長

確かに標準規模を下回る学校が多い訳ですから。しかし、この点はどうなんでしょうね、これは先ほど議論したことなんです。やはり、現在の学校制度の仕組みといますか、ある程度の規模が必要だ。そして、その規模はどの程度を理想的と考えているのかということになりますと、一応、標準規模校という前提で、明確じゃありませんけれども、法令上あるいは制度上の仕組みができあがっている。それについていろんなメリットが用意されているんですね。2分の1の国庫負担をしましょうとか、そのような仕組みであるものですから。それはそれで、やはり押さえておく必要はあるのではないかと、それを目安とすべきではないか。

ただ、だからといって、それ以下の学校が不要だとか、それ以下だからただちに統廃合の対象にすべきだとか、そのように考える訳じゃない。そういういろんな事情があって、標準規模に達しないという場合もあり得ますので、それについてはそれなりに考えていく必要がある。こういうスタンスでございます。

それから、複式学級につきましては、先ほどいろいろご意見を伺ったところでは、やはり複式学級が理想的だとは思わない。メリットは感じますけれども、それ自体やはり複数の学年と一緒に勉強するということになると、教育効果からいってもいろんな点で問題がない訳じゃない。

ですから、それについても積極的にそれらが必要だと考えるのではなくて、やはりある程度の学級数というものが必要だと。しかも、これらの同一学年で教育をさせるというのが、仕組みの大前提のようですし、教育的なシステムとしてもそのようなことを考えていくということですから。それで複式学級が必要だとか推進すべきだとか、このように考える訳ではないというのは、この委員会の先ほどの考え方です。

ただ、だからといって、複式学級の存在、現に存在する訳で、なかには複式学級に通わせたいという親もいない訳じゃない。基本的には教育権は親にあるんでしょうから、それはだめだという訳にもいきませんので。やはり、いろんな事情を考えますと、複式学級の存在それ自体を無視したり、解消したり、否定したりというものではない。というのが、先ほどの全体的な考え方の集約ではないかと考えるところですよ。今までの発言と必ずしも矛盾するものではないと考えています。

委員

委員長おっしゃられたとおり、ここで例えばどここの地区の学校を、こうするああするということじゃなくて、総論的な答申を出す委員会だというように思っています。

それで、今後の方向性という段階では、来年の春くらいには中間報告を出して、当然、スケジュール的にいくと中間報告に関わっての意見募集、状況によっては地域懇談会を開催していくということですから、特に複式を抱えている学校の地域の方へは、ここら辺でしっかり考え方を聞く場面になっていくのかなというように思いました。

それと、進め方というか、どうしてもイメージの中で、この学校を取りやめにして、廃校にして、こちらの学校に行ってもらいますよ、こちらの学校で受け入れてもらいますよと言うと、子供の側も保護者の側も、うちの学校がなくなって受け入れられるんだ、うちは受け入れる側だよ、といったイメージはあまりよくないんじゃないかという気がします。だから、例えば地区に3校あって、今まで言ってきた論議の中で、ある程度20人台の人数がやりやすくて、しかも1学年複数学級ある学校規模が理想だとするならば、どこかをやめにして、どこかに受け入れてもらうというスタイルじゃなくて、本当に札幌の資生館小学校のように新たなものをつくっていくようなイメージがないと、最後、地域の方々から、やはり反発が出てくるんじゃないかなというふうに予想しております。方向性というか、ちょっとまだ先のことですけども、そういう考え方をもちました。

あと、大体、規模のイメージというのは、理想論だとか現状、結果的にこういうクラスサイズになっていますよということは、今日論議されたと思うんですけども。そうすると当然、次のイメージからいくと線引きの問題が出てくるんだけれども、当然のことながら、通学距離は現行より長くなる子供達が増えるという気がしてきてくるんで、その危険回避の問題を含めて、どういう手立てを提言に講じていくのか。そこら辺がまた見えてこない、具体的に学校に通わせる保護者の中からは、そこら辺が出てくるんだろうなという気がしているんで。そこは本当に、今後はメインに考えていってあげないと、条件整備ということで、この委員会としてもそこら辺は整理していかなければならないと考えてます。

委員長

これは、具体的な配置計画等を決めるのは、我々の答申を得た後に、市教育委員会でやる訳ですね。それを踏まえて具体的な計画は市の方でということでございますんで。ですから、我々の方でそれを考えることではないということは、前提にさせていただきたいと思います。ただ、我々としては、その視点であるとか、問題点を把握し、どう考えたらよろしいのか、方向性を見出す。そのようなことが我々に与えられた役割ということでもあります。

ある程度できましたら、今、話がありましたように、来年の4月以降であります、ある程度の文章化をいたしまして、市民にいろいろ意見を伺う機会を設けるという手はずになっています。その際おそらく、私の予想としましても、複式学級はどうかというようなことについては、いろんな意見が出るのではないかと。それを踏まえて、また、ここの委員会にも反映させたいということでございます。

それから、配置につきましては、これはこれからまた、今のような論点の整理をしながら、次にご議論いただきたいと考えているところでございます。

委員

資料8に、通学区域、小学校は概ね4キロメートルというのは、これは片道です

事務局
委員

か、往復ですか。

片道です。

そうすると、資料40を見ると、単純な直線距離なんですけど、かなり近いなっていう感じがあるので。やはり適正配置を考えるということは、ある程度適正な規模の学校にするために、今回あるということですよ。ですから、人数があまり少なくなると複式が今後出そうであれば、今のうちからというのも変ですが、通える範囲で通学区域がある程度確保されていて、無理な通学がなければ、多少歩くのはもう仕方がないですよ。

国道は交通量が多くて危ないけれども、不審者が出にくいとか、裏道は交通量が少ないけども不審者が出るとか、どこが危険でどこが安全かというのは今の時代難しいので、通学路を整備していただいたあとは、地域の方であるとか、親のほうの努力というか、みんなで子供を守るという視点も必要になってきますので、あまり遠くの学校へ、遠くの学校と言っても4キロといったらかなりの距離になりますので、歩けるようであれば、多少いたし方ない。中心部は本当に。今でしたら1キロ以上歩くという子はなかなかいないように見えました。この地図からいくと。

事務局

今、委員の方から、お話が出たときに、資料8の「小樽市小・中学校適正配置計画実施方針」に通学距離のことで、「概ね小学校は4キロメートル、中学校は6キロメートルを超えない範囲で見直しを行う」という文言の件で、お話しがございましたけれども。この実施方針につきましては、平成11年に定めた教育委員会の方針でございますけれども、今回の規模・配置の在り方検討委員会の中では、この方針自体も含めて、見直しが必要ならば、その辺のところをお話しいただきたいということでございますので、小学校4キロメートル(を超えない)がまずありき、ということでの議論の展開ではないということだけは、押さえていただきたいと思えます。

委員長

何キロメートルが適切かというようなご議論は、先ほど言いましたように、学校規模についてひととおりのご意見伺いましたので、これを整理し、次に適正配置の在り方について、また改めてお話しいただきたい。こう考えているところでございますので、今のご意見は是非また改めて出していきたいと思えます。

事務局

さらに補足なんですけれども、通学距離に関しましては、法令の方で、統合の場合、小学校4キロ、中学校6キロという、国庫負担の関係で、その距離が別に法令上で触れられているということですので、よろしくお願ひします。

委員長

それはまたその時にお願ひします。

規模に関して、ひととおりのご議論いただき、あるいは制度の仕組み等についてもご理解いただいたということでございますので、今日のご議論についてはある程度整理した形で次回にお示ししたいと思っております。

次の4のところで、「小樽市における小中学校の適正規模」、ここでまとめたいと思ったんですけど、いきなりここでまとめることは大変難しいので、少しお時間をいただいて、今日のご議論を踏まえながら、ある程度整理した形でお示ししたいというふうに思えます。

それを踏まえて、次回は、それじゃあ適正配置、これについてどのような視点で、どんなふうにかえたらよろしいのか。私の方でまた議論が散漫にならないよう、論点整理をいたして、また皆さんにその点もお示ししたい。それに沿ってまたいろいろのご意見を伺いたいと考えております。

そのほか、何かこの際ご発言ございますでしょうか。なんでも結構でございますが。進め方等、あるいはこんな資料はないかとかそんなことでも。必要な資料がございましたら、いつでも事務局にお申しいただければ用意してくれますでしょうか。

事務局
委員長

はい。

用意していただけますので何かございましたらどうぞお申し出ください。あと、特にならぬようでございますので、それでは本日の審議は以上で終わることにします。

事務局

事務局から何かございますか。

次回でございますけれども、10月の末、23日の週から11月2日までの間で調整をさせていただき、日程が決定次第ご連絡いたしますのでよろしくお願いいたします。

委員長

以上をもちまして、本日の検討委員会は終わらせていただきます。どうもお疲れ様でした。

(以 上)